

2022年11月24日

厚生労働大臣

加藤勝信様

NPO法人高齢社会をよくする女性の会

理事長 樋口恵子

運営委員一同

## 要望書 その1

介護保険部会において「給付と負担」に関する議題の中、とくに次の2点について要望いたします。

### (1)軽度者(要介護1・2)への生活援助サービス等に関する給付の在り方

もともと「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業とする）」が創設された2015年に、この事業の目的は「高齢者が住民主体の生活支援等の担い手になること」が掲げられていました。高齢者の社会参加の促進や、生きがいを見つけて介護予防につなげることが大きな目的の一つであり、住民の参画を促しながら「支え合いの地域づくり」の仕組みを築いていくことが目指されていました。

しかし、7年間にわたって実施されてきた全国の自治体における総合事業の実際を見ると、従前相当のサービスが従前以外のサービスに移行しているケースは少なく、さらに従前以外のサービスA～Dのうち、「住民主体によるサービス」であるサービスBについては僅かな割合にとどまっているという実態があります。

総合事業は、地域包括ケアシステムの構築を支える基盤づくりの一つと考えます。それが期待された結果に至っていない現状については、しっかり検証することが必要です。実際の現場で、事業展開が進んでいかない要因等を調査し、その状況を分析することが求められます。その根本的な問題を見出して解決が図られない限り、総合事業そのものの意義も問われてくると思います。

そして、現在行われている要支援1・2の人たちを対象とした「介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）」の現状を見る限り、この状況下で対象を要介護1・2の人へ拡大することは問題であり反対いたします。また、要介護1・2の人たちを「軽度者」とすることは誤解を生じさせるのではないかと危惧もしております。認知症と診断される人たちが多く含まれている要介護1・2の人は「軽度者」というより、重度にならないための配慮をとくに必要とする人たちです。この先の重度化を防ぐためにも、専門的な知識やスキルを持った介護専門職によるケアが必要であり、現状における総合事業の対象とすることは難しいと考えます。

## (2)「一定以上所得」の判断基準

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に挙げられていた「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造を見直し、現役世代の負担上昇を抑制しつつ、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額の引き上げを含み、負担能力に応じた負担の在り方を検討していく」という文言については、高齢者も医療保険料や介護保険料を負担しており、こうした表現はいたずらに世代間の対立をおおってしまう結果を引き起こしかねないという意見を述べたところです。しかし、今回の制度改定については、高齢者からの負担をどれだけ引き上げるかが焦点になっていることは明らかです。

とくに「一定以上所得」の判断基準というところが焦点になります。介護サービス利用料の自己負担分は全員が原則 1 割であったところ、制度改定により 2015 年 8 月から「一定以上所得がある」として 2 割負担になる人が決められました。対象となるのは、単身高齢者の場合で前年の年金収入とその他の合計所得金額の合計が 280 万円以上、夫婦など 2 人以上の世帯は合計で 346 万円以上の人です。さらに、2018 年 8 月からは 2 割負担に加えて「現役並み所得がある」として 3 割負担の人が決められ、対象となるのは、単身で前年の年金収入とその他の合計所得金額の合計が 340 万円以上、2 人以上の世帯では 463 万円以上の人となっています。

いっぽう、今年の 10 月から後期高齢者医療制度の患者 2 割負担となる人の判断基準が、後期高齢者の所得上位 3 割となりました。所得上位 3 割とは、1 年の合計所得金額が単身で 200 万円、夫婦など二人の場合で 320 万円以上の人を指しています。ちなみに、前述した介護保険のサービス利用 2 負担の場合は上位 2 割の人たちを指しています。

分かりやすく計算した数字で見ると、年間 280 万円の所得を 12 で割れば 1 ヶ月 23 万 3 千円ですが、200 万円では 16 万 7 千円となり、1 か月 6 万 6 千円もの差が生じます。年金を中心とした高齢者の生活において 1 か月 6 万 6 千円の金額差がどれだけ大きいかは、当事者でなくとも想像がつくはずですが、

現在、物価が高騰し続けており、私たちの日常生活を直撃しています。日々の暮らしの維持に加えて、医療ニーズが高まり、介護サービスの必要性も加わってくる高齢者について、「一定以上の所得がある」と判断するラインはどこにあるのか、このラインは、まさにデッドラインとでもいいと思います。

介護保険は、高齢者の生活の安心を保障するためにできた制度です。高齢者の生活を脅かすものであってはならないはずですが、1 年間を 200 万円生活している単身高齢者が「一定以上所得がある」と言えるのかどうか、また、これを通すことで介護保険サービスの利用を諦めてしまう人が出てくるようであれば、介護保険制度は大きく後退してしまうと言わざるを得ません。

そのようなことがないように、現実の高齢者の生活実態をしっかり把握したうえで「一定以上所得」の判断をしていただきたく、お願い申し上げます。

(以上)

## 要望書 その2

### 1. 未来予測をもとに目指すべき介護を示してください

これから半世紀にわたる世界一の少子高齢社会は、未曾有の事態。且つ統計的に予測のつく社会です。データをもとに、今後の人口構成の予測を踏まえ、どのような「介護」が必要か、国民に示してください。「確実な未来」を政府・国民が共有することが最初の出発です。

### 2. 高齢者の生活といのちを守る介護保険の国民的議論を

直近数年間のマスコミ等の世論調査によれば、多くの国民が常に希望する政策について「社会保障の将来」が含まれています。国民の不安と要望に応じて、高齢者の生活と生存の命綱である介護保険の未来を国民的に論議してください。

### 3. 介護人材の確保、労働条件の改善を

介護人材の不足、その労働条件の低さは繰り返し指摘されているにも拘らず、迅速な対応がなされていません。応急措置から長期計画まで、関係者の声を聞きながら早急に対策を立ててください。

### 4. 現代のファミレス社会に家族介護は不可能です

介護保険以前、介護はほとんど家族の女性によって担われていました。国民的課題をより多くの人々で担い合おうとする心意気で始まった介護保険制度。この22年間に、その介護の有力な担い手であった家族の形が大きく変貌し、ファミレス社会（家族が減少し単身者が増える社会）へ急激に変化しています。例えば、65歳以上の人を含む「高齢者世帯」の内訳は、介護保険発足時（2000年）は全体の34.4%でしたが、現在（2019年）には49.4%に増加。昔ながらの三世帯世帯は26.5%から9.4%に激減しています。

### 5. ワーク・ライフ・バランス社会からケアを中心にした社会へ

#### ワーク・ライフ・ケアバランスこそ未来社会への絆です

人間は生まれた直後から、父母、祖父母、近隣の人々、親族など多くの人に見守られながら育ちます。ケアこそ、人類が一人前に生育することを保障するもっとも「人間らしい」営みです。

ケアする人々がその行為を社会的に認知され、ケアという行為が敬意をもって迎えられなかったら、その社会は順調に発展するのでしょうか。乳幼児のみならず、この社会には、少なくとも一生の一定期間、特別なケアを必要とする人がいます。病む人、老いていく人、何らかの障害を

持つ人。ケアを必要とする人を「置き去り」にせず、この社会を運営していくことこそ、現代における「人間の証明」ではないでしょうか。

## 6. 世代間の助け合い構想と情報を今すぐに

コロナ禍のもと、人間とはどんなに「人間関係」を求めるものか、人間関係が豊かであることが心身の健康をいかに支えるものか、という事実を立証しています。

ファミレス社会が現実である限り、私たちは家族を支え、あるいは家族に代わって人間を支える必要があります。早急に、超高齢・少子化社会の到来に備えて、地域を基盤に人々が支え合う仕組みの試案に取り組むことを要望します。

(以上)

### NPO法人高齢社会をよくする女性の会 運営委員名簿

石田路子(名古屋学芸大学客員教授)	伊垢離利子(緑区老人会監事)
石毛鏡子(元衆議院議員)	石橋鏡子(NPO 法人リブ&リブ代表理事)
伊藤恭子(地域福祉活動家)	稲葉敬子(介護講師)
井上由美子(エッセイスト)	沖藤典子(副理事長・ノンフィクション作家)
木村民子(文筆家)	河野澄子(千尋会幹事)
佐藤千里(精神保健福祉士)	白井千賀子(社会福祉士)
袖井孝子(副理事長・お茶の水女子大学名誉教授)	
高見澤たか子(ノンフィクション作家)	玉木康平(さわやか福祉財団会員)
廿楽美登利(写真家)	野中文江(編集者)
樋口恵子(理事長・東京家政大学名誉教授)	
林 千根(翻訳業)	久留牧子(国連保健研究者)
昼間洋子(家庭科教員)	堀口雅子(産婦人科医)
松田敏子(ちば菜の花会世話人代表)	宮崎冴子(教育学者)
柳原智子(会社役員)	渡辺敏恵(自分らしい生き死にを考える会代表)

### NPO 法人高齢社会をよくする女性の会

事務局 〒160-0022 新宿区新宿2-9-1

第31宮庭マンション802

TEL 03-3356-3564(月・水・金)

FAX 03-3355-6427

Email wabas@eaqle.ocn.ne.jp